

議題 実務対応レベルの新規テーマの評価

項目 加速型自社株買い(ASR: Accelerated Share Repurchase)の会計処理  
(実務対応専門委員会による評価)

## I. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)

加速型自社株買い (ASR: Accelerated Share Repurchase) の会計処理

(提案理由)

米国会計基準では、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会計基準コーディフィケーション (FASB-ASC 505-30-25) に定めのある ASR 取引 (加速型自社株買い) について、日本基準では明確な会計上の定めはない。最近、ASR 取引についての相談が来ているが、我が国において明確な会計上の定めがなく、資本取引に係るものであることから米国での取扱いをそのまま参考にすることもできず、判断に窮している。したがって実務対応報告において会計上の取扱いを明確化すべきと考えられる。

(具体的内容)

ASR 取引では、会社が自己株式を取得するが、当該株式は相手先の金融機関が市場から貸株として借り入れたものであり、その後の株価の推移によって金融機関との間で調整が行われる。具体的には、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を上回った場合、自社株式又は現金で決済され (会社から金融機関へ株式を引き渡す、又は現金を支払う)、一方、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を下回った場合、金融機関から現金を受け取る取引形態が一般的である。

このとき、当該決済金額に関して、自己株式の取得とその後の決済を一つの取引ととらえて自己株式の取得原価の事後調整とするのか、自己株式の取得とその後の決済を別個の取引 (二つの取引) ととらえて決済時の損益または自己株処分差額として処理するのかが論点となる。

## II. 取引の概要

1. 米国における ASR 取引の具体例は、以下の通りである。

- ① 金融機関が A 社株式 100 万株を貸株で調達する。
- ② 4 月 1 日に A 社が金融機関から A 社株式 (自社株式) 100 万株を時価で取得し対価を支払う。同時に、A 社と金融機関の間で④を行うことの契約を締結する。
- ③ 金融機関は、その後の 6 か月間に市場より 100 万株を取得する。
- ④ 9 月 30 日に②と③の価格差相当額を、A 社と金融機関で現金又は A 社株式で決済する。
- ⑤ 金融機関は貸株を返済する。

2. 事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。

## III. 論点の分析

## 論点の整理

3. ASR 取引の会計処理について検討を行う場合、以下の点が論点となる可能性がある。
- (論点 1) 前項②の自己株式の取得と④の差額の決済を 1 つの取引と捉えるかまたは 2 つの取引と捉えるか。
- (論点 2) (論点 1) において 2 つの取引と捉えた場合、前項④についてどのように会計処理するか。

### (論点 1)

4. (論点 1) について、具体的には以下の 3 通りの整理が考えられる。

#### 【1 取引】

- [パターン 1-1] 単一の自社の株式を対象とした先渡契約という 1 取引と捉える。第 1 項②の自己株式の時点では自己株式を認識せず、第 1 項④の決済時点において第 1 項③の価格に基づいて自己株式を認識する。
- [パターン 1-2] 取得価格が後で決まる自己株式取得という 1 取引と捉える。自己株式が取得された事実を踏まえ、第 1 項②の自己株式の時点で自己株式を認識する。その後、第 1 項④の決済時点において、第 1 項②と③の価格差相当額について計上された自己株式の金額を調整する。

#### 【2 取引】

- [パターン 2] 取得日における自己株式の取得と自社の株式を対象とした先渡契約という 2 取引と捉える。この場合、第 1 項②の自己株式の時点で自己株式を認識し、第 1 項④の決済時点において、第 1 項②と③の価格差相当額について自己株式の金額を調整する。
5. [パターン 1-1] と [パターン 1-2] はいずれも 1 取引と捉えるものであるが、その違いは第 1 項②の自己株式の時点における処理である。[パターン 1-1] では現金支出の相手勘定が自己株式にならないのに対し、[パターン 1-2] では相手勘定が自己株式となる。また、[パターン 2] における会計処理については、(論点 2) で詳細に検討する。
6. (論点 1) に関する現行の米国会計基準、IFRS 及び日本基準の規定は以下の通りである。

## 米国会計基準

7. 米国会計基準において、このような ASR 取引については、以下の二つの取引として処理することとされている (FASB-ASC505-30-25-6)。

- (1) 取得日における自己株式の取得。
  - (2) 自社の株式を対象とした先渡契約。
8. EITF が前項の取扱いを検討した際、当該取引を1つの取引とし、単一の自社の株式を対象とした先渡契約（[パターン 1-1]）として処理すべきか、自己株式の取得と自社の株式を対象とした先渡契約（[パターン 2]）という2つの取引として処理すべきか検討された。なお、EITF における議論において、取得価格が後で決まる自己株式取得とする [パターン 1-2] については検討されなかった。
9. 2つの取引として処理すべきとする根拠は以下のとおりである。
- (1) ASR 取引はその法的形式にしたがって会計処理すべきである。
  - (2) ASR 取引において、企業は自社の株式の取得日に取得した株式に関する法的権利を獲得する。したがって企業は当該株式を自己株式の取得として会計処理し、EPS 算定時に発行済株式数から控除すべきである。
  - (3) 金融機関が企業の代理人として行動するのであれば、ASR 取引は1つの取引とみるべきかもしれない。金融機関が企業の代理人であるかを検討するにあたって、次のような事項を検討すべきである
    - ① 金融機関の役割が企業のために市場から株式を取得することに限定されており、金融機関はリスクにさらされていない。
    - ② 貸株を返済するための十分な株数を金融機関が取得できなかった場合、企業は金融機関に自社の株式を変換するといった契約になっている。
    - ③ 金融機関は企業の指示がないと株式の売買が出来ない。
    - ④ 金融機関が受け取る報酬は事前に取り決めた報酬に限定される。
  - (4) 企業が保有する自社の株式について無制限の明確な権利を有しているにもかかわらず、当該株式を自己株式として表示せず、EPS 算定時に発行済発行済株式数から控除しないのは誤解を招く恐れがある。
10. 一方、1つの取引として処理すべきとする根拠は以下のとおりである。
- (1) ASR 取引はその実質にしたがって会計処理すべきである。ASR 取引は一定の期間内に目標とする株数の自社の株式を取得するというのが実態であるため、単一の先渡購入契約として処理すべきである。
  - (2) 企業は取得した自社の株式の価格変動リスクに晒されている。
  - (3) ある特定の帰結をもたらすためにデザインされた一連の取引は、一体の取引として単

一の会計単位として処理すべきである。

(4) 企業は自社株式の取得と自社の株式を対象とした先渡契約という2つの取引を別個に行う経済合理性はない。

(5) 自己株式の取得と先渡契約は同時に同一の金融機関と契約されるため、関連性のある取引であり、企業は一定期間に自己株式を取得することを意図してこれらの取引を開始するものであり、自己株式の取得日に支払われる金額は手付金的なものである。

11. EITF における審議の結果、2つの取引として処理すべきとされた。

### IFRS 及び日本基準

12. 第1項に記載された事実関係に基づく ASR 取引について、1つの取引として処理するか、2つの取引として処理するかについては明文の規定はない。米国会計基準の検討を見てもわかるとおり、一義的に決められるものではないと考えられる。

13. ただし、現行の日本基準においては、自己株式の取得については、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が金銭以外の場合は対価が引き渡された日に認識する（企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第5項）とされていることから、[パターン1-1]の自社の株式を対象とする単一の先渡契約として処理することにはならないと考えられる。

14. 従って、仮に日本基準において ASR 取引について企業会計基準等を開発する場合、[パターン1-2]又は[パターン2]のいずれかによることになると考えられる。

### (論点2)

15. 仮に、(論点1)において、ASR 取引を(1)取得日における自己株式の取得と(2)自社の株式を対象とした先渡契約という二つの取引([パターン2])として処理することとした場合、(2)自社の株式を対象とした先渡契約の会計処理が論点となる。当該論点に関する現行の米国会計基準、IFRS 及び日本基準の規定は以下の通りである。

### 米国会計基準

16. 米国会計基準では、自社の株式を対象としたデリバティブ契約については以下のように会計処理される（FASB-ASC815-40-25-4）。

- (1) ①純額現金決済される契約、②取引の相手方（金融機関）に純額現金決済又は株式による決済（現物決済又は純額株式決済のいずれか<sup>1</sup>）の選択権を与える契約は資産又は負債とする。
  - (2) ①現物決済又は純額株式決済される契約、②企業に純額現金決済又は株式による決済（現物決済又は純額株式決済のいずれか）の選択権を与える契約は資本（equity）に分類される。
17. 前項の取扱いは、キャッシュ・アウトフローの可能性を考慮し、以下のような考え方をベースとしている。
- (1) 純額現金決済される契約は資産又は負債である。
  - (2) 株式により決済される契約は資本性商品（equity instruments）である。
  - (3) 契約が取引の相手方（金融機関）に純額現金決済又は株式による決済の選択権を与えている場合、それは純額現金決済されるものとみなす。
  - (4) 契約が企業に純額現金決済又は株式による決済の選択権を与えている場合、それは株式により決済されるものとみなす。
18. 前項(2)の経緯は以下の通りである。
- 1987年にEITFにおいて自社株式を対象とした売建プットは発行体の貸借対照表における分類が検討された。当該取引に類似する償還可能優先株式（redeemable preferred stock）に関して資本に分類するという1979年にSECが定めた取扱い（SEC Accounting Series Release（ASR）No. 268）を類推適用し、資本に分類することとされた。
  - その後1994年にEITFにおいて自社株式を対象とした買建プット、コール、先渡取引（forward）についても資本に分類することとされた。
19. 第14項で資本に分類された契約については、以下のように処理される。
- (1) 当初認識時には公正価値で測定される（FASB-ASC815-40-30-1）。
  - (2) 事後的な公正価値の変動は認識されない（FASB-ASC815-40-35-2）。
  - (3) 契約が最終的に現金で清算された場合、企業が受取り又は支払った現金の金額は払込資本の増減として処理する（FASB-ASC815-40-40-1）

---

<sup>1</sup> ASR取引においては株式で決済される場合は、必ず純額株式決済になり、現物決済されることはないと考えられる。

## IFRS

20. 自社の株式を対象とした先渡契約が資本性金融商品に該当するか否かは、以下の規準を検討することになる（IAS32.16）<sup>2</sup>。

- (a) 当該金融商品が、次のような契約上の義務を含んでいないこと。
- (i) 現金又はその他の金融資産を引き渡す義務
  - (ii) 当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
- (b) 当該金融商品が企業自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある場合には、次のいずれかであること。
- (i) 自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブ
  - (ii) 固定額の現金その他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるデリバティブ。

ASR取引による自社の株式を対象とした先渡契約は以下のようにどのような決済の形態においても金融資産又は金融負債に分類され、公正価値の事後的な変動は損益として処理されることになると考えられる。

- 純額現金決済される契約は(a) (i)を満たさない。
- 株式により決済される契約については決済される株数が固定されておらず(b) (ii)を満たさない

21. 前項に記載の(b) (ii)の要件については、以下のような考え方（IAS32.BC13）に基づき、企業の自己の資本性金融商品が、通貨として用いられていないと考えられる典型的なケースとして、固定額の現金その他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換するという要件を定めたものである

当審議会は、企業の自己の資本性金融商品が、固定金額又は基礎変数の変動を基準にした金額に等しくなる可変数の株式を受け取る又は引き渡す契約において、通貨として用いられる場合、当該契約を資本性金融商品として会計処理することは不適切となることに合意した。当該契約は、特定の資本持分ではなく、特定金額の権利又は義務を表す。(特定の資本持分ではなく) 特定の金額を支払うか受け取るという契約は資

<sup>2</sup> IASBの「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトにおいてこの規定を含めた資産・負債性金融商品（非資本性金融商品）と資本性金融商品の区別に関するガイダンスの見直しが検討されていたが、2010年に中断された。現在は、概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいて、負債と資本性金融商品との区別について検討中である。

本性金融商品ではない。このような契約については、企業は、取引が決済されるまでは、自己の株式を何株（又は現金をいくら）受け取るか、あるいは引き渡すかを知らず、そして企業は自己の株式を受け取るのか引き渡すかどうかさえ分からない可能性がある。

## 日本基準

22. 先渡契約などのデリバティブ一般の会計処理については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、両者をあわせて「金融商品会計基準等」という。）などに規定されている。金融商品会計基準等では、デリバティブは、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引と定義され（金融商品会計基準第4項）、次のような特徴を有するとしている（金融商品実務指針第6項）。

- (1) 基礎数値の変化に応じて権利義務の価値が変動する。
- (2) 当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置く。

23. 本件の自社株式を対象としたデリバティブについては、形式的には前項の要件を満たすように見受けられるが、これまで自社株式を対象としたデリバティブに特定して議論されたことはなく、以下のような意見も聞かれるところである。

- 先渡契約という点を考慮すると前項に示した金融商品会計基準第4項の定義に該当し金融商品会計基準等の対象範囲に含まれるという見方もあり得るが、自社株式や自社株式を対象としたデリバティブに類似する商品である新株予約権は、金融商品会計基準等の対象範囲には含まれていないという点を考慮すると対象範囲に含まれないのではないかという意見もある。
- 金融商品会計基準第88項において、デリバティブ取引は、「取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るもの」とされている。前項に記載のデリバティブの定義において自社株式を対象とした先渡契約は排除されていないが、第1項において示したASR取引を行う当事者は金融商品会

計基準第 88 項に記載されているような効果を期待して取引を行うことは通常想定されないと考えられる。したがって、自社株式を対象とするデリバティブ取引は、金融商品会計基準が想定するデリバティブ取引の前提を満たしていない可能性がある。

24. なお、自社株式のデリバティブの会計処理は、負債と資本の区別の論点に関係するものであるが、現在、日本基準、米国会計基準、IFRS、各々の負債と資本の区別の考え方は、以下の通り異なっており、本件の検討に影響を与える。

- (1) 日本基準においては、資産又は負債に該当しないものはそれらに該当しないものは資産と負債との差額として純資産の部に記載することとし、純資産のうち株主に帰属する部分を、株主資本として表示することとしている（企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 21 項、25 項）。株主資本以外の純資産の部に表示される項目については、例えば新株予約権が挙げられるが、その会計処理については、負債と同様の会計処理を行うこととされている（企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」第 4 項から第 6 項参照）。
- (2) 米国会計基準及び IFRS では、資本は資産から負債を除いた残余の持分であるとされている（FASB 財務会計概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」、IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」4.4 項）。

#### IV. テーマアップの要件への該当

25. テーマアップの要件への該当は、以下のとおり分析される。

- (1) 広範な影響があるか。

事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、会計処理の明確化を求めて、監査人からなされたものである。仮に取引が実行された場合、取引金額が多額になることが想定されるため、会計処理の明確化に関する強い要望がある。

- (3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込ま



れるか。)

(1)に記載のとおり事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。

(4)会計基準レベルのものではないか。

本件は特定の取引について取扱いの明確化を求めているものであり、会計基準レベルのものには該当しない。ただし、検討の内容によっては、自社株式を対象としたデリバティブが負債か資本かという会計基準レベルの議論に及ぶ可能性がある。

(5)適時に実務対応報告等の開発が可能か。

論点は明確であるが、(1)に記載のとおり事務局が調べた範囲内では、現時点で我が国においては事例がない取引であり、その点で開発にあたっての困難性が存在する。

## V. 実務対応専門委員会における評価

26. 仮に取引が実行された場合、取引金額が多額になることが想定されるため、会計処理の明確化に関する強い要望があるものの、以下のように、現時点においては、ASBJの新規テーマとして検討を進めるには困難性が高いと考えられる。

(1) 第2項に記載のとおり、事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。したがって、仮に会計処理を検討する場合は、米国において行われている事例などを前提に検討せざるを得ないが、会社法など、関連法規制との関係で、米国で行われている事例を分析しても、我が国の例にあてはまるかどうか不明である。

(2) 原則として、会計基準は制度的に実行可能なものを対象に開発され、仮定取引に対して開発された例はない。

27. 上記を考慮すると、現時点においてはASBJの新規テーマとすることは困難であると考えられ、当面、当該取引の進展の状況を見守るべきと考えられる。

以上